

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月1日 20時20分ごろ
発生場所	北海道奥尻町奥尻港東方沖 奥尻港東島防波堤灯台から真方位087.5° 8.2海里（M）付近 （概位 北緯42° 11.2′ 東経139° 42.7′）
事故の概要	油タンカー海嶺は、北北西進中、また、漁船第五善良丸は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年7月2日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 海嶺、3,778トン 140756、瀬戸内中央汽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 B 漁船 第五善良丸、9.1トン HK2-16865（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風速 2m/s、視程 約3M 海象：波高 約0.2m
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか10人が乗り組み、法定灯火を表示して約13ノットの対地速力で北北西進中、航海士Aが、右舷船首方約4MにB船の集魚灯を認めたが、B船は漂泊して操業中なので航行に支障がないと思い、同じ針路及び速力で航行したところ、右舷船首方至近に航行を開始していたB船の灯火を認め、急いで左舵を取り、汽笛を吹鳴したものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示して漁場を発進し、西進中、船長Bが、ふだん同様、他船が漁船であるB船を避けていくと思い、航行を続けていたところ、うーうーという音が聞こえたものの、汽笛の吹鳴音であることに気付かず、主機に異常を生じたのかと思い、主機の回転数を下げようとした際、A船と衝突した。
分析	A船は、北北西進中、航海士Aが、B船を認めたものの、航行に支障がないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船が航行を開始したことに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、西進中、船長Bが、ふだん同様、他船が漁船であるB船を

	避けていくと思い、航行を続けたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が北北西進中、B船が西進中、航海士Aが、B船を認めたものの、航行に支障がないと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、ふだん同様、他船が漁船であるB船を避けていくと思い、航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・他船を認めた場合、レーダー等を利用して他船の動きを注意深く観察するなど、継続した見張りを行うこと。